

令和2年

第21回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

日 時 令和2年12月17日（金）
開会 14時00分 閉会 15時03分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

【議事等】

1 議事

- ・第37号議案 福岡県学校教育 ICT 化推進計画の策定について
- ・第38号議案 福岡県立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
- ・第39号議案 市町村立学校長の人事について

【内 容】

1 出席者

教育長：城戸秀明

委 員：宮本美代子、前田恵理、木下比奈子、堤康博、久保竜二

2 欠席者

なし

3 出席職員

副教育長 木原茂、教育監 寺崎雅巳、教育振興部長 日高公德、
総務企画課長 松永一雄、教職員課長 田中直喜、施設課長 池松峰男、
高校教育課長 井手優二、義務教育課長 塚田淳、特別支援教育課長 日高吉三郎 外

4 傍聴者等数

なし

5 議事録

【城戸教育長】

ただ今から第21回教育委員会議定例会を開催いたします。

本日の案件につきましてはお手許に配付している資料のとおりでございます。

審議に入ります前に、非公开发議の有無を確認します。本日の議題の中で、非公开发議することが適当なものはないでしょうか。

<前田委員が挙手>

【前田委員】

第39号議案は人事に関する案件ですので非公開とする発議をいたします。

【城戸教育長】

ただいま、前田委員から非公開の発議がありましたので採決をとりたいと思います。非公开发議に賛成の方は挙手をお願いします。

< 全 員 が 挙 手 >

【城戸教育長】

賛成全員でございます。第39号議案については非公開といたします。他にございませんでしょうか。

< な し >

【城戸教育長】

ないようでございますので、以上で非公开发議の確認を終わります。

よって本日の会議は公開にて第37議案及び第38号議案を審議した後に非公開にて第39号議案の審議を実施することといたします。

それでは、第37号議案「福岡県学校教育 ICT 化推進計画の策定について」を松永総務企画課長、説明をお願いします

○第37号議案 福岡県学校教育 ICT 化推進計画の策定について

【松永総務企画課長】

福岡県学校教育 ICT 化推進課計画について御説明申し上げます。

< 松永総務企画課長が資料に沿って説明 >

【松永総務企画課長】

説明は以上でございます。本日議決をいただきましたら、市町村教育委員会、各学校への周知を図り学校教育の推進を図りたいと思います。よろしくをお願いします。

【城戸教育長】

説明は終わりました。本案件について御意見や御質問をお願いいたします。

【堤委員】

再来年度までの計画ということでよろしいでしょうか。

【松永総務企画課長】

本計画は当面对応していく課題に対しての計画ですので来年度までです。

【堤委員】

再来年度は次の計画に向けて作成するというのでしょうか。

【松永総務企画課長】

もう少し長期の情報化推進計画を策定してまいりたいと考えております。

【堤委員】

これを踏まえた上で、3つの質問があります。

1点目は、C I Oや支援員など支援を行っていくスタッフにいろいろな名前があります。研修内容をみると役割が分かるのですが、役割分担やスタッフに求められていることを整理した表のようなものがあればわかりやすいと思いますので、そのようなものを作成してはいかがでしょうか。

2点目はC I Oとは具体的にはどういう立場の人を想定しているのでしょうか。

3点目は機器の整備水準、指導能力について全国平均を下回っているということですが、その要因についてわかれば教えてください。

【松永総務企画課長】

支援員の表についての意見につきましては、参考にさせていただき整理をしたいと思います。リーダーなどはあくまで学校内の役割であります。支援員は外部の専門的知見を要する方であり、学校に来て教員のサポートをしていただくということになります。

2点目のC I Oはどのような方を想定しているのかということにつきましては、校長先生を想定しております。

【塚田義務教育課長】

3点目の指導能力が下回っている要因についてですが、ハード面の整備状況が他県より遅れている状況ですので、そもそも端末等を使ったことがないというのが主な要因です。

【宮本委員】

I C T化に関しては人材育成というのが今後一番大事になると思いますが、7ページに記載のある「I C T化推進リーダー」というのは具体的にはどのようなことを行うのでしょうか。

【塚田義務教育課長】

これまで、校務分掌の中でICT担当というのを設けていない、または設けていても技術的にパソコンが得意な教員、情報科、技術・家庭科の教員などが担当しているという状況でございました。しかしながら、今後は技術・家庭科、情報科などの授業のみではなく全教科にわたって活用していくことが求められますので、研究主任や教科主任、主幹教諭やベテランの教員などの学校全体の授業改善を行っていく立場にある方がICT活用も含めて検討していくことが大切だということを言及したのがこの部分になります。例としてICT化推進リーダーと記載しておりますが、名称や体制の在り方は学校長の判断で検討していただくことになります。

【井手高校教育課長】

義務教育課長が説明いたしました内容の補足といたしまして、資料8ページに県立学校の対応方針を記載しております。県立学校では先ほどのICT化推進リーダーと同じような情報化推進主任を校長の指名により配置しており、その情報化推進主任が学校の情報化を推進する中心的役割を担っております。例えば校内研修を企画したり、各種情報収集や連絡調整をしたりするなどの役割を担っております。

【木下委員】

ICT支援員とは、どのような方を想定されているのでしょうか。また、その方たちはどのような身分でどのような報酬になるのでしょうか。

【池松施設課長】

市町村立学校の状況ですが、県内60市町村のうち20市町村がすでにICT支援員を配置しております。主にIT関係の企業に派遣を依頼し、そちらから学校に外向していただいで指導等を行っていただいております。

勤務形態も市町村によって異なります。週1回行っているところもあれば、毎日来ていただいている市町村もあり、各市町村で予算の都合等もございますので色々な勤務形態がございます。県立学校については来年度以降に配置できるように現在財政課と協議を進めております。国の説明どおり4校に1人は配置できるようにお願いをしているところでございます。このとおりにになりましたら、各学校に週1回程度来ていただくことになると思います。

報酬ですが、交通費も含めて一人当たり月60万円での委託でお願いしたいと考えております。

【宮本委員】

ICT支援員に実際どのようなことをしていただいているか実例などはあります

か。

【池松施設課長】

パソコンが動かなくなった、ネットワークの接続、また、授業で多くの端末を使うこととなりますので、授業の準備、授業後の片づけ等もやっただいていただいていると伺っております。また、授業の資料作成においてのアドバイスなどを行っているそうです。

【久保委員】

37ページに情報モラル教育について記載されておりますが、授業中に使用する端末のセキュリティ等はどのようなことを行う予定でしょうか。

【池松施設課長】

ハード面でのセキュリティですが、県立学校の場合は、生徒が使用するタブレット等を学校で使う場合はSNSの使用はできないようにいたします。また、わいせつ動画等も見られないようにいたします。

【城戸教育長】

他にございませんか。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようでございますので、本案件について可決とさせていただきます。
続きまして第38号議案「福岡県立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を田中教職員課長お願いします。

○第38号議案 福岡県立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

【田中教職員課長】

資料に沿って説明させていただきます。

< 田中教職員課長が資料に沿って説明 >

【田中教職員課長】

説明は以上でございます。よろしくお願ひ致します。

【城戸教育長】

説明は終わりました。御意見、御質問等ございましたらよろしくお願ひ致します。

【堤委員】

1点目は保護者に教員の役割について説明等をいつまでに行うというのはあるのでしょうか。

2点目です。勤務時間については、何が勤務時間で、何が勤務時間ではないのかという線引きはあるのでしょうか。また、在校等時間というのは、学校にいればすべて勤務時間という考えになるのでしょうか。

【田中教職員課長】

1点目についてですが、6ページに示している例をこれから教育委員会が定め、これをもとに学校で動いていくこととなります。順次教諭等の標準的な職務とそれ以外の業務、必ずしも教員が担う必要のない業務について共通認識を図る必要があります

2点目の在校等時間についてですが、8ページに記載しておりますが、7時間45分の勤務時間に加えて災害対応などの超勤4項目については時間外を命じることができます。しかし、在校している時間から自己研鑽などの時間や何もしていない時間を除いたものがいわゆる超過勤務時間となります。

【堤委員】

時間外は誰が認定するのですか。前もって言うなどのルールがあるのですか。

【田中教職員課長】

行政職員であれば事前命令がなければ時間外勤務はできません。教員の場合は正規の勤務時間や超勤4項目以外は、法令上は教員の自発的業務ということになっております。ICカードで勤務時間を把握できるようになりましたので超過勤務時間が長い等の特徴がある職員には管理職から指導することとなります。

【城戸教育長】

正規の勤務時間と超勤4項目以外は自発的業務になっております。しかし、現在の学校ではこれがないとうまく回らないという状況です。一方、別の法律では給与の4%を上乗せするということになっており、これが自宅や学校で自発的業務をした分の対価という位置づけになっております。ただ、この手当の額が妥当かという議論はありますが、理屈上はそのようになっております。

そして、自発的業務をできるだけ減らすというのが今回の規則改正の目的です。

【前田委員】

お金だけの問題ではなく、私は先生方のメンタルの問題も心配しております。特に、今年度からコロナの問題、そしてICT化など大きく変化している中で、効率よ

くというのは難しいと思います。働き方改革の中でまず初めに思うのが意識の問題です。意識が変わらなるとなかなか変わらないと思います。この大きな変化で先生たちは業務が増えると感じたりしているのではないのでしょうか。

【田中教職員課長】

今まで、教員の超過勤務について多いと言われながら実態が分かっておりませんでした。昨年からはICカードで把握することで1年間見ることができました。そしてその後コロナで臨時休業はありましたが、学校再開後を見ますと超過勤務自体は数%減っております。さらに、月80時間以上の超過勤務をしている人の割合も減っております。全体として仕事が減らしにくい中で、業務の平準化というのは確実に進んでいると思います。これは勤務時間を可視化したことでやりやすくなったということだと思います。また、ICTも含めて成績処理などを一括してできる校務支援システムが本格稼働いたしますので、そのような目に見えるシステムでも縮減を図っていきたいと思います。

【前田委員】

仕組みを変えるときはエネルギーがいりますが、そこが先生たちの負担にならないようにお願いします。

【堤委員】

本来、超過勤務が多い人を何とかしようとする動きがある一方で、時間厳守が当然だという風潮により円滑な業務の運営を妨げるといようなことは起こっていないでしょうか。

【田中教職員課長】

教員の働きすぎということだけがクローズアップされておりますが、個人ごとの超過勤務の状況を見ますと実際に80時間以上している人とほとんどしていない人と極端に分かれてしまっている状況です。勤務時間が終わったらすぐに帰るということを強調するぐらいでいいのではないかと考えております。

【城戸教育長】

本当に定時で帰るようにするのであれば、人を増やすか、仕事を減らすか、効率化を図るしかありません。人を増やすには予算の問題があり、仕事を減らすにも他の誰かが仕事を受けなければならない、外部に発注する場合もお金がある、仕事を効率化するにも限界があるなどの問題があります。できるだけのことをやってこれ以上どうしようもないということを明確にしないと次のステップには進めません。例えば、

どんなに減らしても約20時間は必ず残業が発生するというのがはっきりすれば、今の法律での給料の上乗せ分は8時間程度ぐらいしかありませんので、更に上乗せするか、あるいは、その分は時間外手当を払うかなどの検討ができますが、その前の段階の根拠があいまいな状態です。それはなぜかというと、今まで時間外も何も払わないという前提でしたので、時間外をする先生も管理職も時間の管理という概念がありませんでした。そこでまず意識を変えさせて、どうしても減らせない部分については検討が始まるということになると思います。

【宮本委員】

先生の仕事では6ページの一番上に書いてあるとおり教育課程の編成及び実施並びにその準備というのが大切だと思いますが、実際に授業の準備などは学校でしているのでしょうか。いろいろと忙しいとは思いますが。

【田中教職員課長】

学校によって違いますが、例えば高校では1日の勤務時間のなかで約3時間しか授業はしていませんのでその空いた時間で行っております。小学校の場合、若干児童は早く帰りますがほぼ授業を行っておりますので、小学校の方が家で教材の準備をしているということがあります。ただ経験年数が経てば、すべて教材を作成するということではなくなるので変わってくると思います。中学校の場合はそれに加えて部活動があります。

【宮本委員】

初任の方は授業の準備が大変で、それにより精神的に病んでしまっているというのもありますのでもう少し余裕があるといいですね。

【城戸教育長】

他に御意見、御質問等はありませんか。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようでございます。本案件については可決とさせていただきます、これからもいろいろと取り組んでまいります。

<以降非公開審議となった>

○第39号議案 市町村立学校長の人事について

市町村立学校長の人事について、審議の結果、原案どおり可決した。

(1 5 : 0 3)